# 設 計 書

1	委 託 名	平成28年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託						
2	履行場所	根岸住宅地区(中区簑沢他)及びその周辺地区						
3	か し 担 保							
4	その他特記事項	なし						
5	支払い方法	(1) 契約区分 確定契約   (2) 前金払い しない   (3) 部分払い しない						
6	委託 概 要	(1) まちづくり基本計画の検討1式(2) 事業計画に関する検討1式(3) 民間土地所有者等の合意形成支援1式(4) 打合せ及び資料作成1式						

委 託 理 由 本委託は、業務を効果的、効率的に行うため、必要な調査・検討を行います。

# 横浜市政策局

<u>委 託</u>	代 金 額 ¥
内	業務価格¥
	消費税及び地方消費税相当額 ¥

# 横浜市政策局

# 委 託 代 金 内 訳 書

費目	細	別	数量	単位	単	価	金	額	摘	要
直接人件費										
	まちづくり基 検討	基本計画の		式						
	事業計画に関	する検討		"						
	民間土地所有 意形成支援	百者等の合		"						
	打合せ及び資	料作成		"						
直接人件費計										
直接経費	報告書等			式						
その他原価				"						
一般管理費等				"						
計										
端数調整										
消費税相当額									8%	
業務委託料										

# 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、委託者(以下「甲」という)が、受託者(以下「乙」という)に業務委託した「平成28年度根 岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」に適用する。

# 2 履行場所

根岸住宅地区が存する横浜市中区簑沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台、南区山谷、平楽、磯子区上町、下町、馬場町、及び坂下町並びにその周辺地区

### 3 委託期間

本委託の期間は、契約締結の日から平成29年3月24日までとする。

### 4 委託目的

日米政府間で返還方針が合意されている根岸住宅地区(約 43ha)及びその周辺地区について、本市の跡地利用指針等に基づき、民間土地所有者等(全約 180 名)の意向や庁内関係区局・関係機関等との協議を踏まえながら、跡地利用の具体化に向けた調査・検討を進めるとともに、返還対策と跡地のまちづくりについて、民間土地所有者等の合意形成を支援・促進することを目的とする。

# 5 委託内容

委託内容は、次のとおりとする。

#### (1) まちづくり基本計画の検討

跡地利用の具体化に向けて、民間土地所有者等が平成27年度に実施した意向調査結果等を基に、まちづくり基本計画を検討し、策定に向けた支援を行う。また、検討にあたっては、 跡地利用指針との整合性を図るとともに、庁内関係区局の意向を調整しながら検討を行う。

# (2) 事業計画に関する検討

土地区画整理事業の事業化に大きな影響を与える崖地の活用・処理方法を想定しながら、 施行区域や計画内容、事業計画の検討を行い、事業成立が可能な計画案を複数提案する。そ の上で、土地区画整理事業の実現に向けた検討課題の整理と、検討の方針をまとめる。

## (3) 民間土地所有者等の合意形成支援

- ア 民間土地所有者等を対象とした勉強会 (年 5 回・土曜日開催を予定) 開催にあたっては、 資料作成、対象者(約 160 名)への送付物封入作業、勉強会への参加及び会議記録の作成 等を行うものとする。
- イ 民間土地所有者等への意向調査にあたっては、資料作成、対象者(約160名)への送付 物封入作業、調査結果のとりまとめ及びまちづくり基本計画検討へのフィードバックを行

う。

ウ 合意形成促進のため、民間土地所有者等を対象とした会報の作成、地権者登記簿情報の 照合等の支援を行う。

## (4) 打合せ及び資料作成

本業務着手時及び成果品納入時のほか、適宜打合せを行う。業務内容に関して庁内関係区局及び関係者・関係機関と協議を行う場合は、協議資料の作成を行う。

また、会議への出席、資料説明及び記録作成を求める場合がある。

# 6 業務実施方法

業務の遂行に際して、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 「乙」は、業務の実施に際して、「甲」と十分協議すること。
- (2) 「乙」は、業務の進捗状況について、「甲」に適宜報告すること。
- (3) 「乙」は、業務遂行の為、履行場所の現地調査等を行う場合は、「甲」の許可を得ること。

## 7 成果品

- (1) 報告書(A4版) 10部
- (2) 調査に関して作成した原稿、図面、データ(CD-ROM で、Excel 又は Word で扱える形式)等 一式
- (3) 成果品のすべては、「甲」の所有とし、「乙」は「甲」の承認を受けずに使用及び公表してはならない。
- (4) 成果品の納入先は横浜市政策局基地対策課とする。

## 8 秘密の保持

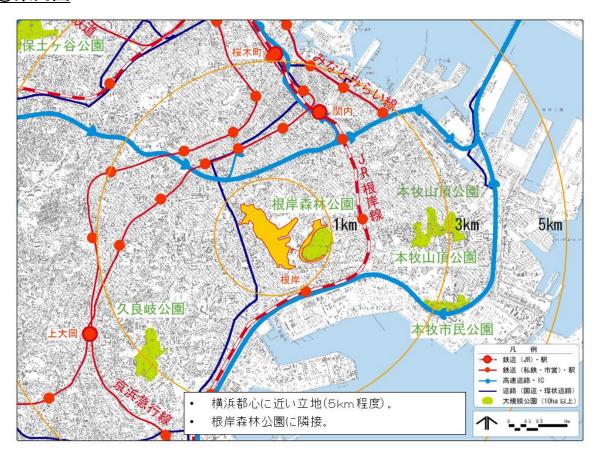
「乙」は、本調査遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても「甲」の承認なしに他に漏らしてはならない。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則及び委託契約約款の定めによるほか、必要に応じて「甲」と「乙」が協議して決める。

# 履行場所図

# <u>①案内図</u>



# ②位置図

